

(証券コード：4026)
平成27年7月1日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
代表取締役社長 池田和夫

第99回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年7月16日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年7月17日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 興銀ビル地下1階
興銀ビル 会議室

3. 目的事項

報 告 事 項

第99期(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.konoshima.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成26年5月1日)
至 平成27年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果を背景に、企業収益は改善傾向で推移するなど緩やかな回復基調が見られたものの、消費税増税による駆け込み需要の反動もあり、個人消費の回復は鈍く、不透明さが残る環境でした。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場におきましても、消費税増税による駆け込み需要の反動減が続いており、新設住宅着工件数は88万戸と対前期比10.8%のマイナスとなる等、厳しい状況でした。

このような経済・経営環境の中でありますが、売上高につきましては、化成品事業の好調を主因として206億86百万円となり、対前期比6億34百万円(3.2%)の増収と、前期に続き、当社史上最高の売上高を更新することができました。

損益面では、電力料金を中心とした諸経費の高騰もあり、営業利益は6億72百万円と対前期比88百万円(11.6%)の減益、経常利益も5億60百万円と同58百万円(9.4%)の減益となりました。しかしながら最終の当期純利益は、税額控除等の適用により法人税等が減少し、4億32百万円と同72百万円(20.2%)の増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建材事業におきましては、前述のとおり市場環境は厳しい状況でありましたが、新商品の拡販や新規取引先の開拓に積極的に取り組んだことにより、売上高は前期並みの144億48百万円と対前期比1億7百万円(0.7%)の減収に留まりました。しかしながら、セグメント利益(営業利益)は原材料コストの高騰等から1億13百万円と同4億81百万円(81.0%)の減益となりました。

他方、化成品事業におきましては、特に海外需要の拡販に努め、売上高は当社史上最高の62億38百万円と対前期比7億41百万円(13.5%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)も10億33百万円と同4億25百万円(70.0%)の増益となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は10億97百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、主力製品である住宅建材業界が、中長期的には少子高齢化と人口減少による戸建住宅の縮小という傾向にあり、先行きとしては大幅な市場の拡大は見込めないものと予想されます。かかる状況下、当社としましては、建材事業においては、戸建住宅関連の新製品の投入、非住宅分野への注力、加えて当社の強みの1つである耐火パネル販売の拡大等の施策により、業界内におけるシェアアップを図ってまいります。化成品事業においては、更なる国内営業基盤の拡充に加え、積極的な海外市場展開も視野に入れ、同事業を当社の成長エンジンとして更なる拡大を企図しております。以上の諸施策により、当社は国内住宅市場に左右されない複合的な製品ポートフォリオによる収益の安定化及び極大化に努めてまいります。

①コストの削減

工場における生産性の向上はもちろんのこと、配送ルート全般を見直した物流費の見直し等、あらゆる分野のコストの削減に取り組んでまいります。

②新規の顧客獲得による営業基盤の拡大

安定した品質の製品を供給し、国内並びに海外の新規顧客開拓や、既存のお客様との更なる太いパイプ作りにより、売上の拡大を図ってまいります。

③人材開発・育成の強化

企業が継続的に価値を高めていくには、人材開発・育成が不可欠な重要課題です。優秀な人材を確保し、教育の強化により組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期	第97期	第98期	第99期
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(当事業年度) 平成26年度
売 上 高	百万円 16,951	百万円 17,188	百万円 20,052	百万円 20,686
経 常 利 益	百万円 251	百万円 274	百万円 618	百万円 560
当 期 純 利 益	百万円 100	百万円 148	百万円 360	百万円 432
1株当たり当期純利益	10円93銭	16円18銭	39円31銭	47円27銭
総 資 産	百万円 16,287	百万円 17,467	百万円 17,974	百万円 18,253
純 資 産	百万円 4,273	百万円 4,495	百万円 4,786	百万円 5,159

- (注)・第96期は、売上高は増加しましたが、燃料費負担の増加等により、増収減益となりました。
- ・第97期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
 - ・第98期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
 - ・第99期(当事業年度)は、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
 - ・1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

事業	主要製品
建 材	住宅・ビル用不燃建材 住宅用窯業サイディング、軒天、破風板、内装化粧板、 ビル用内装材、耐火パネル等
化 成 品	炭酸マグネシウム、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、 炭酸カルシウム、セラミックス原料及び製品等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社 (大阪市西区)	詫 間 工 場 (香川県三豊市)
東 京 営 業 所 (東京都千代田区)	東 北 営 業 所 (宮城県仙台市)
千 葉 営 業 所 (千葉県四街道市)	神 奈 川 営 業 所 (神奈川県横浜市)
名 古 屋 営 業 所 (愛知県名古屋市)	北 陸 営 業 所 (石川県金沢市)
中 国 営 業 所 (広島県広島市)	四 国 営 業 所 (香川県三豊市)
九 州 営 業 所 (福岡県福岡市)	

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
530 ^名	37 ^名 増	36.3 ^才	11.6 ^年

(注) 使用人兼務役員、臨時雇用者、非常勤嘱託者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,847 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,473
株式会社池田泉州銀行	682
農林中央金庫	630
株式会社三井住友銀行	570
株式会社商工組合中央金庫	375
株式会社百十四銀行	93

(11) その他の会社の現況に関する事項

・建設アスベスト損害賠償請求訴訟

当社を含めた建材メーカー約44社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が全国6地域の地方裁判所に提訴されております。

また既存判決では、横浜地方裁判所において原告の請求は全て棄却され、東京及び福岡地方裁判所においては、原告の建材メーカーに対する請求は棄却され、各訴訟の原告は控訴を行っております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の事業等に与える影響も不明であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,240,000株 (自己株式85,688株を含む) |
| (3) 株主数 | 2,702名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
神島化学従業員持株会	1,494 千株	16.33 %
DOWAホールディングス株式会社	843	9.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	473	5.17
株式会社みずほ銀行	444	4.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	383	4.19
日鉄鉱業株式会社	275	3.00
富田一郎	206	2.25
四国倉庫株式会社	161	1.76
東洋電化工業株式会社	150	1.64
大橋花子	93	1.02

(注) 持株比率は自己株式(85,688株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田 和夫	代表取締役社長	
布川 明	常務取締役(詫間工場長)	
真鍋 互	取締役(技術本部長)	
小田島 晴夫	取締役(総務部長)	
松本 靖弘	取締役(化成品営業部長)	
北野 幸治	取締役(建材営業第一部長)	
小林 哲也	取締役(建材営業第二部長)	
棚田 正英	常勤監査役	
今岡 重貴	監査役	
松下 克治	監査役	DOWAホールディングス株式会社取締役
渡辺 佳夫	監査役	

- (注) 1. 監査役今岡重貴氏、松下克治氏及び渡辺佳夫氏は社外監査役であります。
2. 監査役今岡重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役今岡重貴氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成26年7月18日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、鈴木信男氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	106百万円
監査役	5名	23百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(13百万円)
合計	12名	129百万円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額15百万円(取締役13百万円、監査役1百万円)を含んでおります。
2. 上記の監査役の支給人員には、平成26年7月18日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
3. 上記支給額のほか、平成26年7月18日開催の第98回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任監査役1名 1百万円(うち社外監査役1名 1百万円)
4. 上記支給額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として64百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

監査役松下克治氏は、DOWAホールディングス株式会社の取締役であります。同社は当社第2位の株主であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

監査役今岡重貴氏は、取締役会、監査役会並びにその他重要な会議に全て出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。

監査役松下克治氏は、取締役会、監査役会並びにその他重要な会議に適宜出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。

監査役渡辺佳夫氏は、平成26年7月18日に就任してから取締役会、監査役会並びにその他重要な会議に全て出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み社外取締役の選任を鋭意検討しておりましたが、議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。その後も検討を進めた結果、平成27年7月17日開催予定の定時株主総会において、社外取締役を選任する予定であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 23百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 23百万円

(注)当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書保存内規に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書保存内規により保存されているこれら文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則の制定・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な施策の策定、および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え管理する。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取り組んでおります。この取り組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来90年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりますと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年7月19日開催の当社第97回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を賜り「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」を継続しております。

その概要は以下のとおりです。

①当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

②大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

③大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることがあります。

④独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置することとしております。

⑤本プランの有効期間等

本プランの有効期限は、平成28年7月に開催予定の定時株主総会終結時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

なお、本プランの内容は当社ホームページ(<http://www.konoshima.co.jp/>)に掲示しております。

IV 上記取組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しては、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われることを担保する手続きが確保されています。

⑤株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年7月19日開催の定時株主総会での承認により発効しており、株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただいているため、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成27年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	18,253	負 債 の 部	13,094
流 動 資 産	10,271	流 動 負 債	7,780
現金及び預金	1,237	支払手形	1,352
受取手形	1,823	買掛金	1,594
売掛金	3,161	短期借入金	1,420
商品及び製品	2,428	1年内返済予定の長期借入金	1,756
仕掛品	633	リース債務	62
原材料及び貯蔵品	735	未払金	809
前払費用	76	未払費用	224
繰延税金資産	133	未払法人税等	21
未収入金	39	未払消費税等	53
その他	4	前受金	15
貸倒引当金	△2	預り金	73
固 定 資 産	7,982	賞与引当金	244
有 形 固 定 資 産	6,660	設備関係支払手形	152
建物	2,066	固 定 負 債	5,313
構築物	94	長期借入金	3,494
機械及び装置	2,596	リース債務	390
車両運搬具	15	退職給付引当金	1,317
工具、器具及び備品	57	役員退職慰労引当金	110
土地	1,305	純 資 産 の 部	5,159
リース資産	450	株 主 資 本	4,961
建設仮勘定	74	資本金	1,320
無 形 固 定 資 産	13	資本剰余金	1,078
ソフトウェア	9	資本準備金	1,078
電話加入権	3	利益剰余金	2,592
投資その他の資産	1,309	利益準備金	133
投資有価証券	796	その他利益剰余金	2,458
出資	1	別途積立金	1,300
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	1,158
長期前払費用	102	自己株式	△29
繰延税金資産	356	評価・換算差額等	198
その他	52	その他有価証券評価差額金	198
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	18,253	負 債 純 資 産 合 計	18,253

損 益 計 算 書

(自 平成26年5月1日
至 平成27年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		20,686
売上原価		15,257
総利益		5,429
販売費及び一般管理費		4,757
営業利益		672
営業外収益	0	
受取配当金	12	
破損損害	15	
雑収入	26	54
営業外費用		
雑支出	124	
支払利息	38	
雑支出	2	166
特別経常利益		560
特別損失	22	
固定資産売却損	19	41
税引前当期純利益		518
法人税、住民税及び事業税	75	
法人税等調整額	10	86
当期純利益		432

株主資本等変動計算書

(自 平成26年5月1日
至 平成27年4月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金		
					別途積立金				
当期首残高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	880	2,314	△27	4,684
会計方針の変更による累積的影響額							△81	△81	△81
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	799	2,233	△27	4,603
当期変動額									
剰余金の配当						△73	△73		△73
当期純利益						432	432		432
自己株式の取得								△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	359	359	△2	357
当期末残高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	1,158	2,592	△29	4,961

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	101	101	4,786
会計方針の変更による累積的影響額			△81
会計方針の変更を反映した当期首残高	101	101	4,705
当期首変動額			
剰余金の配当			△73
当期純利益			432
自己株式の取得			△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	454
当期末残高	198	198	5,159

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)

①平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

②平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

③平成19年4月1日以後に取得したもの

定額法

建物以外

①平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

②平成19年4月1日以後に取得したもの

定率法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異(613百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価

当社のリスク管理規程に基づき、金利変動リスクをヘッジするために、ヘッジ取引を実施し、ヘッジ対象との相関性をみて有効性を評価しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が125百万円増加し、利益剰余金が81百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ8百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額が8円85銭減少し、1株当たり当期純利益が94銭減少しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳額及び圧縮記帳累計額
有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	圧縮記帳累計額
建物	6百万円
機械及び装置	277百万円
工具、器具及び備品	155百万円
計	<u>440百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,136百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,027百万円
構築物	94百万円
機械及び装置	2,607百万円
工具、器具及び備品	55百万円
土地	1,247百万円
計	<u>6,033百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	800百万円
1年内返済予定の長期借入金	603百万円
長期借入金	2,886百万円
計	<u>4,290百万円</u>

[損益計算書に関する注記]

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価 △7百万円

2. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 549百万円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物	8百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	13百万円
車輛運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

土地 19百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

9,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	81,388	4,300	—	85,688

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4,300株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

①決議	平成26年7月18日
②株式の種類	普通株式
③配当金の総額	73百万円
④1株当たり配当額	8円
⑤基準日	平成26年4月30日
⑥効力発生日	平成26年7月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

①決議	平成27年7月17日
②株式の種類	普通株式
③配当の原資	利益剰余金
④配当金の総額	73百万円
⑤1株当たり配当額	8円
⑥基準日	平成27年4月30日
⑦効力発生日	平成27年7月21日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		433百万円
役員退職慰労引当金		36百万円
賞与引当金		81百万円
投資有価証券評価損		14百万円
たな卸資産評価損		133百万円
減損損失		0百万円
その他		18百万円
繰延税金資産	小計	717百万円
評価性引当額		△149百万円
繰延税金資産	合計	568百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△78百万円
繰延税金負債	合計	△78百万円
差引		
繰延税金資産の純額		490百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	115百万円	91百万円	23百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	14百万円
1年超	12百万円
合計	27百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	15百万円
減価償却費相当額	12百万円
支払利息相当額	1百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各部門各営業所へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「常務会付議」に基づきリスク管理規程に従って総務部で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年4月30日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	1,237	1,237	—
(2) 受取手形	1,823	1,823	—
(3) 売掛金	3,161	3,161	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	796	796	—
資産計	7,019	7,019	—
負債			
(1) 支払手形	1,352	1,352	—
(2) 買掛金	1,594	1,594	—
(3) 短期借入金	1,420	1,420	—
(4) リース債務	453	391	△61
(5) 未払金	809	809	—
(6) 設備関係支払手形	152	152	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	5,250	5,276	25
負債計	11,033	10,996	△36
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(5) 未払金、並びに(6) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」注記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。

②ヘッジ会計が適用されているものは金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額4百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	563円66銭
2. 1株当たり当期純利益	47円27銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月9日

神島化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順 一 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神島化学工業株式会社の平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月10日

神島化学工業株式会社 監査役会
常勤監査役 棚田正英 (印)
社外監査役 今岡重貴 (印)
社外監査役 松下克治 (印)
社外監査役 渡辺佳夫 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円	総額	73,234,496円
----------------	----	-------------

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年7月21日

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第29条（取締役の責任免除）</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
第29条～第37条（条文省略）	第30条～第38条（現行どおり）
(新設)	<p><u>第39条（監査役の責任免除）</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
第38条～第45条（条文省略）	第40条～第47条（現行どおり）

(注) 本議案が承認された場合には、当社は、監査役松下克治および渡辺佳夫の両氏との間で、それぞれ責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役小田島晴夫、松本靖弘の両氏は任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレートガバナンスの更なる強化、充実を図るため1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おだしま はれお 小田島 晴夫 (昭和33年9月28日生)	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年9月 同行ジャカルタ駐在員事務所首席駐在員 平成15年8月 株式会社みずほ銀行主計部税務チーム次長 平成21年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ人事部人材開発室室長 平成22年10月 当社入社 総務部長 平成23年7月 当社取締役総務部長 現在に至る	3,000株
2	まつもと やすひろ 松本 靖弘 (昭和32年12月17日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年5月 当社詫間工場工業薬品技術部長代理兼工業薬品事業部長 平成22年4月 当社詫間工場工業薬品技術部長兼工業薬品事業部長 平成22年11月 当社化成品事業部長 平成23年7月 当社取締役化成品事業部長 平成25年5月 当社取締役化成品営業部長 現在に至る	18,000株
3	※ いまおか しげたか 今岡 重貴 (昭和46年9月7日生)	平成11年10月 朝日監査法人入所 平成15年5月 公認会計士登録 平成20年9月 あずさ監査法人退所 平成20年10月 今岡公認会計士事務所開設 平成21年2月 税理士登録 平成21年2月 今岡公認会計士・税理士事務所開設(現任) 平成22年7月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 今岡重貴氏は社外取締役候補者であります。
 3. 今岡重貴氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。
 4. 今岡重貴氏は本総会終結のときをもって監査役を辞任予定であります。なお、その在任期間は本総会終結のときをもって5年となります。

5. 今岡重貴氏の選任が承認された場合、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
6. 当社は今岡重貴氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
7. ※は新任候補者であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって監査役を辞任される今岡重貴氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたといたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

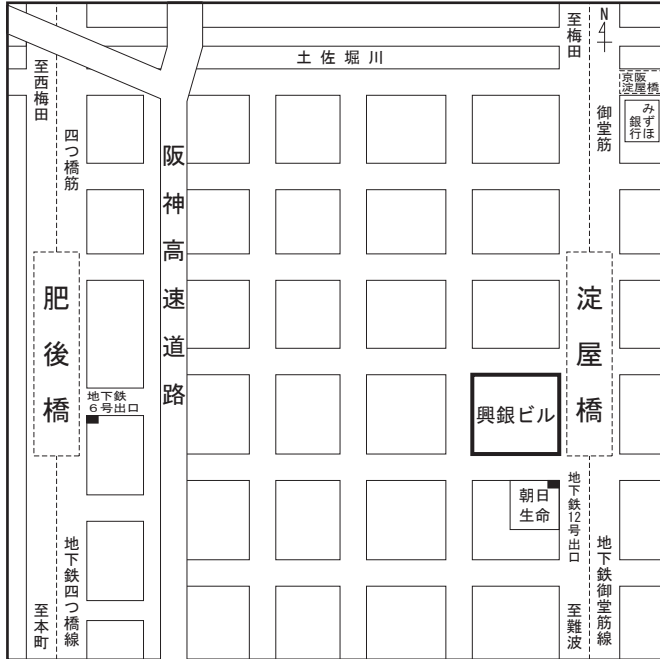
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
いまおか しげたか 今岡 重貴	平成22年7月	当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 興銀ビル
地下1階 会議室



- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅12号出口より徒歩約1分
- 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅6号出口より徒歩約7分

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
電話 (06) 6110-1133